

保護者・地域の皆様へ

郡山市教育委員会
教職員安全衛生推進会議
郡山市立守山中学校
2019年4月

「教職員の働き方改革」と「寄り添う教育の充実」のために

郡山市立学校の教職員の勤務時間は
8:10~16:40 です。

本校では、教職員の働き方改革のために次のことに取り組みます！

- 業務の効率化を図り、生徒と関わる時間を確保するとともに、教職員の心身の健康保持に努めます。
- 毎週火曜日を原則「部活動休止日」とし、週に一度の平日の部休日を確保します。

- 1 教職員の業務内容を見直し、子どもと向き合う時間を確保します。また、授業や行事等の準備、子どもの悩み相談など、子どものために優先したい教育に力を注ぎます。
- 2 部活動・特設活動は、子どもの「知・徳・体」のバランスの取れた健全な成長を目指し「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」を守って行います。
 - ◆ 休養日のルール：平日1日以上、週休日1日以上
市内一斉休養日 毎月第3日曜日（家庭の日）等
 - ◆ 活動時間のルール：平日2時間以内
週休日・長期休業3時間以内

教職員が心身ともに健康を保ち、笑顔で子どもと接し、子どもと向き合う時間を大切にする「寄り添う教育」を充実させます。



【参考】教職員の勤務の実態（全国データより）

	勤務時間	超過時間
小学校	7時間45分	2時間45分
中学校	7時間45分	3時間2分

◆ 月20日間勤務すると・・・
小学校 月55時間の時間外勤務
中学校 月60時間40分の時間外勤務 

（平成30年9月公表 文部科学省 教員勤務実態調査より）

文部科学省は、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間に関するガイドライン」を策定し、時間外勤務の上限を、**1ヶ月45時間以内、1年間で360時間以内**と示す等、喫緊の課題ととらえています。



保護者・地域の皆様に教職員の勤務時間や部活動等のルール、勤務の実態をご理解いただき、学校・家庭・地域が手を取り合って、心身ともに元気な子どもたちを育てていきましょう！